

【添付資料 3】

< リスク分担表 (1) >

段階	リスクの種類	No.	内容	リスク分担	
				府教委	事業者
共通 (2)	法令リスク	1	・本事業に直接関係する法令の変更の場合		-
		2	・上記以外の法令変更の場合	-	
	税制リスク	3	消費税率の変更によるもの		-
		4	法人税の変更によるもの	-	
		5	空気調和設備の所有に関する新税又は税率の変更によるもの		-
		6	その他の新税又は税率の変更によるもの (事業に影響を及ぼすもの)	(3)	(3)
	デフォルト・リスク (契約解除リスク)	7	事業者の事業放棄、破綻その他債務不履行による場合	-	
		8	府教委の債務不履行、当該サービスが不要となった場合		-
		9	戦争、暴動、天災等といった不可抗力による場合	(4)	(4)
	政治 行政リスク	10	府教委の債務負担行為の設定に関する承認が得られない場合		-
		11	府教委の府立高等学校に関わる政策の変更 (空気調和設備の利用を全面的に停止する等)		-
	環境問題リスク	12	設計、工事、維持管理における有害物質の排出・漏洩など、環境保全に関わるもの	-	
計画 ・ 設計	発注者責任リスク	13	事業者の発注による工事契約の内容及びその変更に関するもの	-	
	測量 調査リスク	14	事業者が実施した測量 調査に関するもの	-	
	設計リスク	15	府教委の提示条件 指示の不備や変更によるもの		-
		16	事業者による不備や変更によるもの	-	
資金調達リスク	17	必要な資金の確保に関するもの	-		
工事	工事遅延・未完工 リスク	18	府教委の責めによる工事の遅延や未完工のリスク		-
		19	不可抗力による工事の遅延や未完工のリスク	(4)	(4)
		20	上記以外の要因による工事の遅延や未完工のリスク	-	
	性能リスク	21	府教委の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク	-	
	工事コストリスク	22	府教委の責めによる工事費の増大		-
		23	不可抗力による工事の増大	(4)	(4)
		24	上記以外の要因による工事費の増大	-	
	関連インフラ整備 リスク	25	周辺のインフラ (電気、ガス、水道等) 未整備に関するもの	-	
	施工監理リスク	26	施工監理に関するもの	-	
	空気調和設備損 傷リスク	27	供用開始前に工事目的物、材料、その他関連工事により 空気調和設備に生じる損害	-	
学校施設及び第 三者損傷リスク	28	供用開始前に工事目的物、材料、その他関連工事により 学校施設及び第三者に生じる損害	-		

	用地リスク	29	建設に係る仮設、資材置場の確保に関するもの	(5)	-
	物価リスク	30	建設期間中のインフレ・デフレ	-	
	金利リスク	31	建設期間中の金利の変動	-	
維持管理・運営	支払遅延・不能リスク	32	府教委からのサービス購入料金の支払遅延・不能に関するもの		-
	計画変更リスク	33	府立高校の統合整備等による空気調和設備を利用する室数の減少等	(6)	(6)
		34	その他府教委の指示による事業内容・用途の変更に関するもの		-
	性能リスク	35	府教委の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するリスク	-	
	維持管理コストリスク	36	府教委の責めによる事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大・減少		-
		37	不可抗力により起因する維持管理費の増大	(4)	(4)
		38	上記以外の要因による維持管理費の増大(物価の変動によるものは除く)	-	(7)
	空調施設損傷リスク	39	府教委の責めによる損傷	(8)	-
		40	不可抗力に起因する損傷	(4)	(4)
		41	事故・火災等による損傷	(9)	(9)
		42	上記以外の要因による損傷	-	
	学校施設及び第三者損傷リスク	43	維持管理・運営の不備により学校施設及び第三者に生じる損害	-	
	修繕費増大リスク	44	府教委の責めによる事業内容・用途の変更などに起因するもの		-
		45	不可抗力により起因するもの	(4)	(4)
		46	上記以外の要因によるもの	-	
	エネルギーコストリスク	47	サービス提供期間中の空調施設に係るエネルギー使用量の変動	(10)	(10)
48		サービス提供期間中のエネルギーの単価の変動	(11)	(11)	
物価リスク	49	サービス提供期間中のインフレ・デフレ	(7)	-	
金利リスク	50	維持管理・運営期間中の金利の変動	-		
パートナーリスク	51	協力企業及び下請企業的能力不足などによるリスク	-		
その他	入札説明書リスク	52	入札説明書等の誤りに関するもの。		-
	応募リスク	53	応募費用に関するもの	-	
	契約締結リスク	54	府教委の責めにより受託事業者と契約が締結できない、又は手続きに時間を要する場合		-
55		上記以外の要因によるもの	-		

(凡例) :!リスクの全部又は大部分を負担する。

:!リスクの条件に応じて、府教委と受託事業者のいずれかあるいは双方がリスクを負担する。

- :!リスクの大部分又は全部を負担しない。

- (1) 本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を表すものであり、より詳細な条件及び負担方法については、事業契約書案において提示する。
- (2) 共通のリスクとは、計画・設計、工事、維持管理・運営の全ての段階に関わる基本的なリスクを表す。計画・設計、工事、維持管理・運営に示していない条件下でのリスクについて、共通のリスクに記載があるものについては、原則として当該リスクにおける考え方を準用する。
- (3) 法令リスクの考え方に従い、リスクの条件に従って、府教委と受託事業者のいずれかあるいは双方がリスクを負担するものとする。
- (4) 不可抗力事由により、府教委及び受託事業者に追加費用その他損害が発生した場合、互いに損害賠償請求を行わないことを想定している。また、受託事業者に生じる追加費用その他損害が発生した場合は、一定の金額までを受託事業者の負担、それを越えるものについては府教委の負担とすることを原則として考えている。より詳細な負担方法については、事業契約書案において提示する。
- (5) 学校用地の一部(約100㎡)を3ヶ月程度の期間、資材ヤードとして提供する用意がある。但し、学校現場では、教育活動が行われているため、その時期と場所等については、各府立高校と十分に協議し、安全性を確保した上で、利用に供するものとする。
- (6) 府立高校の統合整備等により、空気調和設備を利用する室数が減少する場合、不要となる空気調和設備は他の府立高校等(契約対象校)の教室等に移設するものとする。移設工事は原則として受託事業者に求め、工事に係る費用は協議の上、府教委が別途負担するものとする。移設の前後において、空気調和設備の提供・維持管理等に係る費用、空調稼働に必要なエネルギー調達に係る費用に差額が生じる場合は、それに応じてサービス対価を変更するものとする。なお、空気調和設備の設計・調達・工事施工等に係る費用については、変更の対象としない。
- (7) 維持管理・運営に係るコストについて、物価の変動があった場合は府教委のリスクとして、維持管理・運営に係るサービス対価を物価の変動に合わせて一括して改訂するものとし(リスク分担表(案)No.49)、個々の費用内訳の変動については受託事業者のリスクとして、個々の変動に応じた対価の改訂は行わない(リスク分担表(案)No.38)。
- (8) 対象となる府立高校の教職員、生徒、学校行事への来訪者等、学校が利用を認めた者の責めによる損傷は、府教委の責めによる損傷に含む。
- (9) 事故・火災等による損傷リスクのうち、入札条件にて付保を義務づけている保険によって賄うことのできる部分については保険によるものとし、それを越える部分について帰責事由に応じるものとする。
- (10) サービス提供期間中の空気調和設備に係るエネルギー使用量の変動により、支払額を増減することを原則として考えている。支払額の増減方法については事業契約書案において提示する。
- (11) サービス提供期間中の空気調和設備に係るエネルギーの単価の変動により、支払額を増減することを原則として考えている。支払額の増減方法については事業契約書案において提示する。